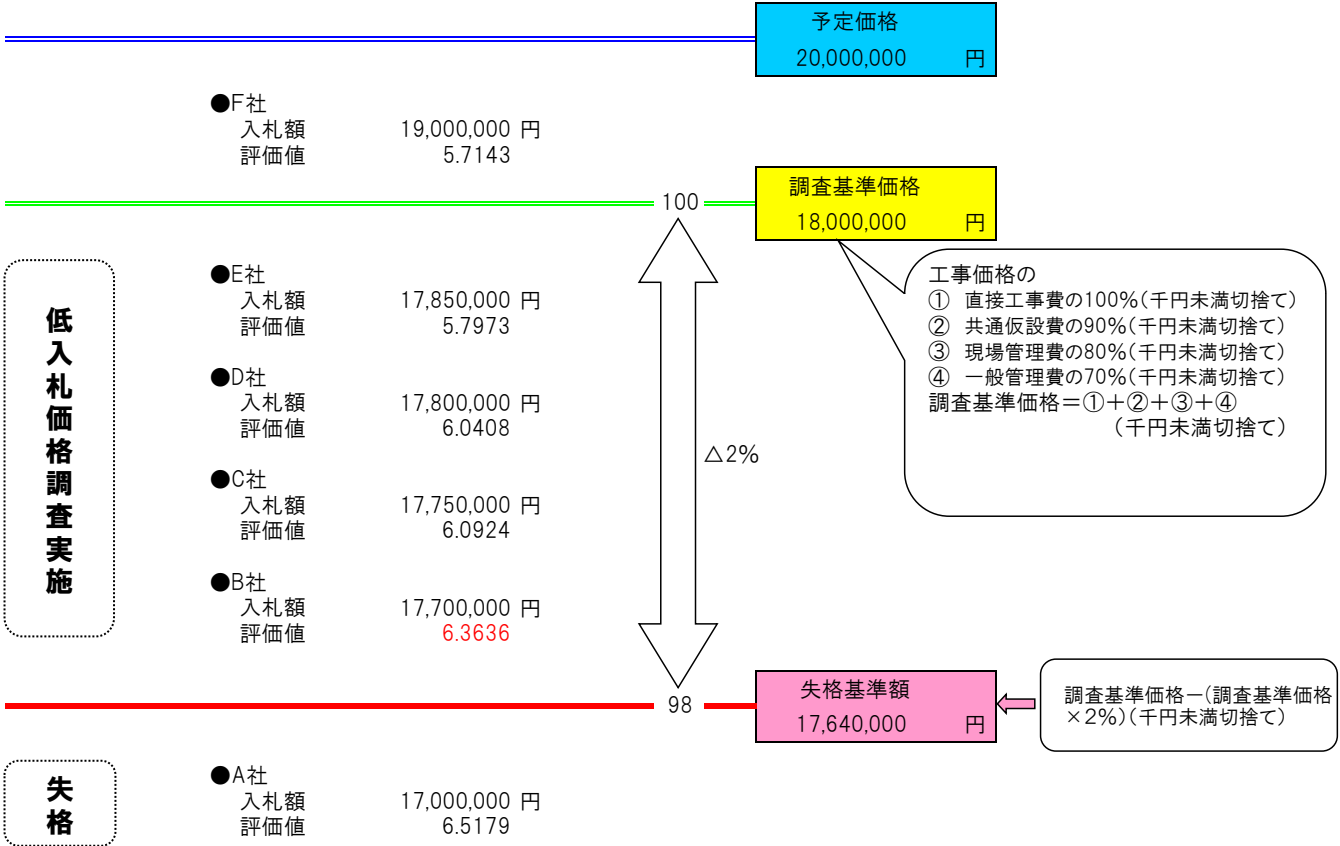


低入札価格調査における調査基準価格・失格基準額・数値的判断の考え方
(平成27年10月1日以降発注分に適用)

設計金額	21,600,000 円
工事価格	20,000,000 円
予定価格(税抜)	20,000,000 円
調査基準価格	18,000,000 円

の土木系工事の場合



注) 1. 入札額の全てが調査基準価格以上の場合
調査は行わず、評価値の最も高い業者を落札者とする。

2. 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

(1) 「失格基準額」未達の業者(ここではA社)は、失格となる。

(2) 調査は、(1)の者を除き、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち評価値の最も高い者が対象となる。(ここではB社)
B社から入札書とともに提出された工事費内訳書により、数値的判断基準を審査する。

↓
B社の工事費内訳書が数値的判断基準を満たす場合は、基本的判断基準により審査し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか調査する。

↓
調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときはB社を落札者と決定する。
※調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと判断された場合、B社は不落札となり、次順位者(ここではC社)について数値的判断基準、基本的判断基準により審査・調査する。(C社が不落札になった場合は、落札者が決定するまで、順次D社、E社について調査を行う。)

低入札価格調査実施における数値的判断基準	
ア.	各工種(中項目)は工事価格の当該費目の50%以上であること。
イ.	直接工事費は工事価格の当該費目の80%以上であること。
ウ.	共通仮設費は工事価格の当該費目の70%以上であること。
エ.	直接経費(直接工事費+共通仮設費)は工事価格の当該費目の80%以上であること。
オ.	管理費(現場管理費+一般管理費)は工事価格の当該費目の50%以上であること。